

起業挑戦サポート 事業補助金



市内で開業する際に要する費用を助成します！

補助率

50%

※千円未満は切り捨て

補助上限額

50万円

新規起業者(※)であって、次の要件を全て満たすもの

※令和4年4月1日から令和6年2月28日までの間に、税務署に個人事業の開業届出書を提出し受理された者又は会社設立の法人登記を行った法人で、市内に主たる事業所を設置したもの

- ①補助金交付申請日時点において、国、県又は市の起業に係る支援金若しくは補助金等の交付を受けていないこと。
- ②市区町村税の滞納がないこと。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ④釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤営業に必要な許可等を取得していること。
- ⑥釜石商工会議所の事業計画作成指導を受けること。

補助対象者

市内で事業所を新たに展開するために要する経費

- ・補助事業の目的に合致しない経費、領収書等を用意できない経費
- ・不動産及び車両の取得費用、建物の敷金及び礼金
- ・各種保証料、保険料、手数料、支払利息、遅延損害金、接待交際費
- ・私用との区別がつかない物品の購入代金又はサービス等の使用料
- ・インターネットオークションやフリマ等、個人間の売買代金
- ・弁護士や税理士等に対する報酬、旅費及びその他の支払い
- ・商品券、金券、貴金属その他換価性の高いものの購入代金 等

ただし、
これらの経費は
補助対象外

補助対象経費

申請期限

令和6年2月28日(水)まで

市ホームページ

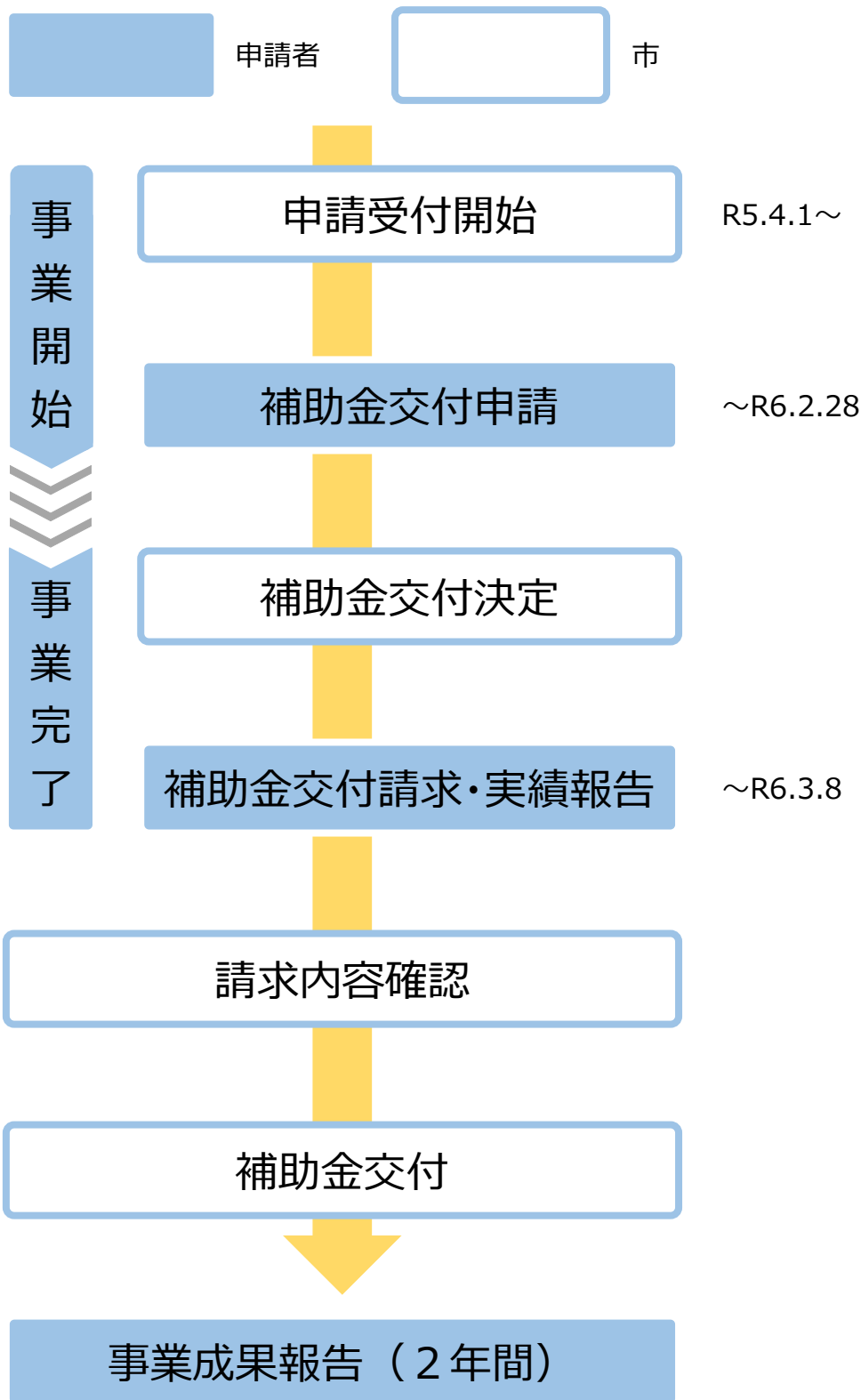
請求期限

令和6年3月8日(金)まで

はこちらから⇒



補助金申請～請求の流れ



※特例として、令和5年4月1日から補助金交付決定日までに支出を行った事業に要した経費も交付対象経費とすることができます。

お問合せ先

〒026-8686 釜石市只越町3-9-13

釜石市 産業振興部 商工観光課 ☎0193-27-8421